

北海道大学大学院地球環境科学研究院受託研究等の受入れに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道大学受託研究取扱規程（昭和46年海大達第1号）（以下「受託研究規程」という。）、北海道大学共同研究取扱規程（昭和59年海大達第1号）（以下「共同研究規程」という。）及び北海道大学受託研究員規定（昭和33年海大達第17号）（以下「受託研究員規程」という。）に基づき、北海道大学大学院地球環境科学研究院（以下「本研究院」という。）における受託研究、民間等外部の機関との共同研究及び受託研究員（以下「受託研究等」という。）の受入れに関し必要な事項を定め、もって、受託研究等の受入れ及び実施を適切に行うことを目的とする。

(委員会)

第2条 受託研究規程第5条第2項、共同研究規程第5条第2項及び受託研究員規程第4条第3項に基づき、審議機関として本研究院に受託研究等受入委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、大学院地球環境科学研究院長（以下「研究院長」という。）、副研究院長、研究院長補佐及び部門長をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、研究院長をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会への付議)

第6条 受託研究等の受入れの申し出があった場合、研究院長は速やかに委員会に付議するものとする。

(教授会への報告)

第7条 委員会において、受託研究等を受入れることが決定された場合、研究院長はその旨を教授会に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、受託研究等の受入れ及び実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て研究院長が別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成17年5月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

北海道大学大学院地球環境科学研究院放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「防止法」という。）及び電離放射線障害防止規則（昭和47年9月30日労働省令第41号。以下「電離則」という。）に基づき、北海道大学大学院地球環境科学研究院（以下「本研究院」という。）における放射性同位元素、放射線発生装置及び放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、もって本研究院内外の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「放射性同位元素」とは、防止法第2条第2項に規定する放射性同位元素及び電離則第2条第2項に規定する放射性物質をいう。

2 この規程において「放射線発生装置」とは、防止法第2条第4項に規定する放射線発生装置をいう。

(組織)

第3条 本研究院における放射性同位元素等の取り扱いに従事する者及び安全管理に関する組織は、北海道大学大学院地球環境科学研究院放射線障害予防規程細則（以下「細則」という。）に定める。

(安全委員会)

第4条 本研究院の放射性同位元素等による放射線障害の防止を適切に実施するために、北海道大学大学院地球環境科学研究院放射線障害予防安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会の組織及び運営については、北海道大学大学院地球環境科学研究院放射線障害予防安全委員会内規に定める。

(主任者及びその代理者)

第5条 放射線障害の防止について監督を行わせるため、本研究院の放射性同位元素等を取り扱う施設（以下「放射線施設」という。）に、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、防止法第34条第1項に規定する放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、北海道大学大学院地球環境科学研究院長（以下「研究院長」という。）が選任する。

3 主任者が、旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができない場合は、その職務を代行させるため、主任者の代理者を置かなければならない。

4 主任者の代理者の選任については、第2項の規定を準用する。

5 主任者の職務を補助するため、主任者補佐を置くことができる。

(主任者の職務)

第6条 主任者は、防止法、電離則及びこの規程の定めるところに従い、本研究院における放射

線障害の防止に努め、放射線施設に立ち入る者に対し、放射線障害の防止に関し必要な指導監督を行うとともに、次の業務を行う。

- (1) 放射性同位元素等の受入・払出、使用、保管、廃棄及び運搬の管理
- (2) 放射線障害予防規程の制定及び改廃への参画
- (3) 放射線施設の改廃等に係る計画への参画
- (4) 法令に基づく申請、届出、報告書等の作成及び審査
- (5) 放射線施設における立入検査等の立会い
- (6) 研究院長に対する意見の具申
- (7) 放射性同位元素等の受入・払出、使用、保管、廃棄及び運搬に係る帳簿、書類等の保管及び監査
- (8) 事故等の原因調査
- (9) 施設及び設備の調査点検並びに地震等の災害時の調査点検に関すること
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項
(研究院長の責務)

第7条 研究院長は、本研究院における放射線障害の防止並びに放射線施設の維持及び管理に関し総括するものとする。

2 研究院長は、前項の措置の実施に当たっては、主任者の意見を尊重しなければならない。

3 研究院長は防止法第36条の2第1項及び第2項の規定に基づき、3年を超えない期間毎に主任者に定期講習を受けさせなければならない。

(取扱者の登録)

第8条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務(以下「取扱等業務」という。)に従事しようとする者(管理区域に立ち入らない者及び一時的に立ち入る者を除く。)は、研究院長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の登録を申請した者は、第25条に規定する教育訓練及び第26条に規定する健康診断を受けなければならない。

3 研究院長は、第1項による登録の申請があったときは、前項の教育訓練を受けた者で、健康診断の結果、可とされた者のうち、取扱等業務に従事することが適当と認める者について登録するものとする。

4 登録は、その年度内に限り効力を有するものとする。

5 登録されている者がその年度を超えて登録を継続しようとするときは、第1項及び第2項の規定に準じて、登録更新の申請をするものとする。

6 研究院長は、前項の規定による登録更新の申請があったときは、取扱等業務を継続することが適当と認める者について登録するものとする。

7 研究院長は、第3項及び前項の規定により登録した者(以下「取扱者」という。)の氏名を主任者に通知するものとする。

(取扱者手帳の交付及び携行)

第9条 研究院長は、取扱者に放射性同位元素等取扱者手帳（以下「取扱者手帳」という。）を交付する。

2 取扱者は、取扱等業務に従事するときは、取扱者手帳を携行するものとし、主任者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（放射線施設の新設及び改廃）

第10条 放射線施設を新設又は改廃しようとするときは、研究院長は、安全委員会の議を得て行うものとする。

2 前項において、研究院長は、放射線障害の防止に関して北海道大学総長（以下「総長」という。）及び北海道大学放射性同位元素等管理委員会（以下「管理委員会」という。）と事前に協議しなければならない。

3 研究院長は、放射線施設の新設又は改廃が完了したときは、その旨を総長及び管理委員会に報告しなければならない。

（放射線施設の維持管理）

第11条 研究院長は、放射線施設の位置、構造及び設備が法令に定める技術上の基準に適合するように、6月を超えない期間に1回以上施設の点検を行い、その結果異常を認め たときは、修理等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の点検に係る実施項目及び点検者については、研究院長が定めるものとする。

（放射線施設の調査点検）

第12条 研究院長は、管理委員会が行う定期又は臨時の放射線施設への立入り又は記録簿等による放射線施設の維持管理及び放射性同意元素等の取扱いの状況について調査点検を受け、その結果に基づき適切な措置を講じなければならない。

（使用の許可等）

第13条 取扱者は、使用する放射性同位元素等（放射性同位元素によって汚染されたものを除く。以下この条において同じ。）の使用計画について放射性同位元素取扱計画書を主任者に提出し、その許可を得なければならない。

2 取扱者は、放射性同位元素等を新たに入手しようとするとき又は前項で許可を得た使用方法を変更しようとするときは、主任者の許可を得なければならない。

3 主任者は、密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）の使用数量が1日最大使用数量、3ヶ月間使用数量及び年間使用数量を超えないように管理するものとする。

（放射性同位元素等の受入及び払出）

第14条 主任者は、放射性同位元素等の受入れ又は払出しの都度、その内容を確認し、放射性同位元素の種類及び数量、受入れ又は払出し年月日及びその相手方の使命又は名称が放射性同位元素受入記録簿又は放射性同位元素払出記録簿に記帳されていることを確認しなければならない。

（放射性同位元素等を使用する場合の共通的遵守事項）

第15条 放射性同位元素等（放射性同位元素によって汚染された物を除く。以下この条において同じ。）を使用する場合には、取扱者は主任者の指示に従い、次に掲げる事項を厳守して人体の受ける線量をできる限り少なくするとともに、環境への放射性同位元素等の放出の防止に努めなければならない。

- (1) 放射性同位元素等は、所定の使用施設において使用すること。
- (2) 初めて取扱等業務に従事する者又は取扱等業務従事経験の少ない者は、経験者と共に作業すること。
- (3) 使用施設は、常に整理整頓し、不必要な機器類を持ち込まないこと。
- (4) 放射線測定器を携行する等、被ばく管理を適切に行うこと。
- (5) 作業室その他放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所において飲食及び喫煙を行わないこと。
- (6) 主任者は、使用に係る放射性同位元素の種類及び数量、使用年月日、目的、方法及び場所、使用に従事する者の氏名が記帳されていることを確認しなければならない。

2 放射線施設には、当該施設内の目につきやすいところに放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

（非密封放射性同位元素を使用する場合の遵守事項）

第16条 非密封放射性同位元素を使用する場合には、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実験方法について十分に準備研究し、放射線障害の発生するおそれが最も少ない使用方法を採用すること。
- (2) 作業室に立ち入るとき又は作業室から退出するときは、所定の作業衣、ゴム手袋、履物等を着脱すること。
- (3) 実験操作は、原則としてフード又はグローブボックス内で行い、かつ、直接皮膚粘膜等に放射性同位元素を付着させないようにすること。
- (4) 作業を開始するときは、あらかじめ作業場所の汚染の有無を検査し、汚染の無いことを確認すること。
- (5) 作業中は、身体各部、作業衣、器具、実験台等の汚染の有無を随時検査し、汚染を発見したときは、直ちに除去、脱衣等の措置をとるものとし、除去することが困難な場合は、主任者に申し出てその指示を受けること。
- (6) 作業中に生じた放射性廃棄物のほか、清掃、汚染の除去等により生じた汚染物もすべて放射性廃棄物として、第23条の定めるところにより廃棄すること。
- (7) 放射性同位元素を投与した動物の飼育、処理等については、特に呼気、じんあい等による空気の汚染に注意すること。
- (8) 誤って人体及び施設等に大量の汚染を生じ、又は生じた疑いがあるときは、直ちに主任者に報告すること。
- (9) 作業が終了したときは、作業場所の汚染の有無を検査し、汚染の無いことを確認した後、

作業室から退出すること。

(10) 管理区域からは、できるだけ物品を持ち出さないこと。やむを得ず持ち出すときは、主任者の許可を得ること。

(11) 作業室及び廃棄作業室から退出するときは、所定の場所で身体各部、衣服、履物等の汚染の有無を検査し、汚染がある場合は、これを除去すること。

(12) 1日の使用が終了したときは、放射性同位元素保管・使用記録簿及び廃棄記録簿に所定事項を記入し、主任者に提出すること。

(表示付認証機器を使用する場合の遵守事項)

第17条 表示付認証機器を使用する場合には、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 機器をみだりに移動しないこと。

(2) 機器の使用条件を正常に保ち、放射性同位元素の漏えいが起こらないように注意すること。

(3) 機器の形状及び被覆状態を変更しないこと。

(4) 使用記録等については、第28条第1項第11号に規定する記録簿に必要事項を記入し、主任者の検認を受けること。

(密封された放射性同位元素を使用する場合の遵守事項)

第18条 前条に該当するもの以外で密封された放射性同位元素（以下「密封線源」という。）を使用する場合には、第14条に定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 密封線源は、開封又は破壊のおそれのない条件で使用するとともに、表面汚染の有無を定期的に検査すること。

(2) 密封線源の管理を適切に行い、その所在を常に確かめること。

(3) 密封線源を移動して使用するときは、使用後直ちに紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器により点検すること。

(4) 使用の都度、密封線源の使用記録に所定事項を記入し、主任者に提出すること。

(放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の持込み、持ち出し等)

第19条 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を放射線施設内に持ち込み、又は放射線施設外に持ち出す場合には、主任者の許可を得なければならない。

(管理区域への立入制限)

第20条 取扱者以外の者が管理区域内に立ち入るときは、あらかじめ主任者の許可を得るとともにその指示に従わなければならない。

(保管)

第21条 放射性同位元素の保管については、取扱者は主任者の指示に従い、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 放射性同位元素は、所定の貯蔵施設において保管すること。

(2) その日の放射性同位元素の使用が終了したときは、必ず所定の貯蔵施設に保管すること。ただし、これが困難な場合には、主任者の許可を得て、使用施設の所定の場所に保管することができる。この場合は、種類、数量及び取扱者名を明示し、所定の標識を付けること。

(3) 放射性同位元素を貯蔵施設に持ち込み、又は貯蔵施設から持ち出すときは、その都度、持込者、持出者、種類、数量等を記録すること。

(4) 主任者は、保管に係る放射性同位元素の種類及び数量、保管の期間、方法及び場所、保管に従事する者の氏名が記帳されていることを確認しなければならない。

(事業所外運搬)

第22条 放射性同位元素等を事業所外で運搬する場合には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「防止法施行規則」という。）第18条及び関係法令に定められた技術上の基準に従うとともに、主任者の指示に従わなければならない。

2 運搬に従事する者は、運搬中に汚染等の自己が生じた場合、直ちに主任者に申し出て、その指示に従うこと。

3 主任者は、運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称を記帳しなければならない。

(廃棄)

第23条 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合には、取扱者は主任者の指示に従い、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 廃棄物は、その物理的及び化学的性状による区分により、廃棄前の処置を厳密に行い、保管廃棄、排水設備による廃棄、排気設備による廃棄又は焼却装置による焼却をすること。

(2) 保管廃棄は、所定の容器に封入して容器にその内容を明示し、かつ、汚染の広がりを防止する処置をして保管廃棄設備に貯蔵すること。

(3) 排水設備による廃棄は、排水設備の排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を監視し、その濃度を防止法施行規則第19条第1項第5号に規定する濃度限度以下にするように必要な処置をすること。

(4) 排気設備による廃棄は、排気設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を監視し、その濃度を防止法施行規則第19条第1項第2号に規定する濃度限度以下にするように必要な処置をすること。

(5) 焼却は、廃棄業者に依頼して焼却すること。

(6) 主任者は、廃棄に係る放射性同位元素の種類及び数量、廃棄の年月日、方法及び場所、廃棄に従事する者の氏名が記帳されていることを確認しなければならない。

(測定)

第24条 研究院長の指名する者（以下「測定者」という。）は、放射線障害が発生するおそれのある場所における放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況並びに空気中の放射性物質の濃度の測定を、取扱開始前及び取扱いを開始してからは1月を超えない期間ごとに1回実施し、測定日時、測定箇所、測定をした者の氏名、放射線測定器の種類及び型式、測定方法及び測定結果を所定の記録簿に記録しなければならない。

2 測定者は、放射線障害が発生するおそれのある場所に立ち入った者についての外部被ばく及

び内部被ばくによる線量並びに放射性同位元素による汚染の状況を測定し、測定結果を所定の記録簿に記録しなければならない。ただし、取扱者以外の者で、管理区域に一時的に立ち入る者の実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。

- 3 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行い、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（1月間に受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのある女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く)及び妊娠中の女性にあっては毎月1日を始期とする1月間)並びに4月1日を始期とする1年間について測定結果を集計し、測定対象者の氏名、測定した者の氏名、放射線測定器の種類及び型式、測定方法、測定部位及び測定結果を所定の記録簿に記録するものとする。
- 4 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取したとき及び放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあっては、3月（1月間に受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのある女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く)及び妊娠中の女性にあっては1月）を超えない期間毎に1回測定し、測定日時、測定対象者の氏名、測定した者の氏名、放射線測定器の種類及び型式、測定方法、測定結果を測定の都度所定の記録簿に記録するものとする。ただし、内部被ばくの実測が困難である場合は計算によって求めるものとする。
- 5 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、非密封放射性同位元素を取り扱う施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行い、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合に限り、測定日時、測定対象者の氏名、測定した者の氏名、放射線測定器の種類及び型式、汚染の状況、測定方法、測定部位及び測定結果を測定の都度所定の記録簿に記録するものとする。
- 6 測定者は、前3項の測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（1月間に受ける実効線量が1.7mSvを超えるおそれのある女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く)及び妊娠中の女性にあっては毎月1日を始期とする1月間)並びに4月1日を始期とする1年間について当該期間ごとに算定し、算定の都度、算定年月日、対象者の氏名、算定した者の氏名、算定対象期間、実効線量、等価線量及び組織名を所定の記録簿に記録しなければならない。
- 7 前項の実効線量を算定した結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間を含む平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各5年間について累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計）を毎年度集計し、集計年月日、対象者の氏名、集計者の氏名、集計対象期間、累積実効線量を所定の記録簿に記録しなければならない。
- 8 第1項及び第3項から前項までの記録簿は、記録の都度主任者の確認を受けなければならない。
- 9 研究院長は、第1項及び第3項から第7項までの記録を保存（第1項の記録については、5

年間とする。)するとともに、第3項から第7項までの記録の写しを取扱者へ交付しなければならない。

(教育訓練)

第25条 管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者は、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を受けなければならない。

2 研究院長は、管理委員会と連携し、取扱者(取扱者としての登録を申請した者を含む。以下この条において同じ。)に対し、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する前にあっては、次に掲げる項目及び時間数の教育及び訓練を、管理区域に立ち入った後又は取扱等業務に開始後にあっては、1年を超えない期間ごとに当該項目の教育及び訓練を実施しなければならない。

(1) 放射線の人体に与える影響 30分以上

(2) 放射性同位元素等の安全取扱 4時間以上

(3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 1時間以上

(4) 北海道大学大学院地球環境科学研究院放射線障害予防規定 30分以上

(5) その他放射線施設における放射線障害の発生の防止に必要な事項

3 取扱等業務に従事しない者であって、管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育訓練は、放射線障害の防止に関し必要な事項について行うものとする。

4 研究院長は、第2項の教育及び訓練の一部又は全部に関し十分な知識及び技能を有していると認めた者については、管理委員会に協議し、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

5 研究院長は、教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記帳しなければならない。

(健康診断)

第26条 取扱者(取扱者としての登録を申請した者を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げる項目について健康診断を受けなければならない。

(1) 被ばく経歴の評価

(2) 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査

(3) 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

(4) 目の検査

(5) 皮膚の検査

2 前項の健康診断は、取扱者として登録する前に受けなければならない。

3 取扱者は、第1項の健康診断を、取扱等業務に従事した後6月を超えない期間ごとに1回以上受けなければならない。ただし、前年度において取扱等業務に従事していないか又は前年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該年度においても超えるおそれがない者で、北海道大学保健センター長(以下「保健センター長」という。)が必要と認めたときに限る。

4 前項ただし書の規定により省略した場合であって、その後当該年度の実効線量が5ミリシー

ベルトを超えた場合は、直ちに健康診断を受けなければならない。

5 第3項の規定にかかわらず、取扱者が次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく、健康診断を受けなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

6 研究院長は、前5項の健康診断の実施について保健センター長に依頼するものとする。

7 研究院長は、保健センター長から健康診断の結果の通知を受け、実施年月日、対象者の氏名、健康診断を行った医師名、健康診断の結果、健康診断の結果に基づいて講じた措置を記録しなければならない。

8 研究院長は、前項の健康診断の結果の通知を受けたときは、通知の写しを取扱者に交付するとともに、主任者に照査させなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第27条 研究院長は、保健センター長及び主任者の意見に基づき、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ、取扱時間の短縮、取扱いの制限等の措置をとるとともに必要な保健指導を行うものとする。

2 研究院長は、過度の被ばくを受けた者が生じた場合は、その原因を調査し、適切な措置を取らなければならない。

(記録簿等)

第28条 放射線施設に次に掲げる記録簿等を備え、主任者が管理するものとする。

(1) 放射性同位元素使用計画書綴簿

(2) 放射性同位元素受入記録簿

(3) 放射線施設入室記録簿

(4) 放射性同位元素保管・使用記録簿

(5) 放射性同位元素廃棄記録簿

(6) 管理測定記録簿

(7) 汚染検査記録簿

(8) 排水記録簿

(9) 排気記録簿

(10) 運搬記録簿

(11) 表示付認証機器保管・使用・廃棄記録簿

(12) 放射性物質濃度記録簿

(13) 放射性同位元素払出記録簿

2 前項に掲げるもののほか、放射線施設に次に掲げる記録簿等を備え、北海道大学環境科学事務部において管理するものとする。

(1) 放射性同位元素等取扱者登録申請書綴簿

(2) 登録者名簿

(3) 個人被曝線量記録簿

(4) 放射線施設点検記録簿

(5) 教育訓練記録簿

(6) 健康診断記録簿

3 前2項の記録簿等は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日などに記録等を閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。ただし、前項第3号及び第6号の記録簿については、永久保存とする。

4 第1項及び第2項の各号の記録簿等の様式は、研究院長が別に定める。

(盗難等の予防措置)

第29条 主任者及び取扱者は、放射性同位元素について、盗取、所在不明その他の事故が生じないように日常の管理に注意しなければならない。

2 主任者は、放射性同位元素等の保管状況について、定期に又は必要に応じて確認するものとする。

3 放射線施設の鍵は、主任者又は主任者補佐が保管管理するものとする。

(事故時の措置等)

第30条 放射性同位元素に関し、次に掲げる事態が発生したときは、発見者は直ちに、主任者及び研究院長に通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素等の盗難及び所在不明が生じたとき。

(2) 放射性同位元素が異常に漏えいしたとき。

(3) 取扱者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(4) 前3号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

2 研究院長は、前項の通報を受け、又は自らそれを知ったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、総長を経由して文部科学大臣及び関係機関に報告しなければならない。

3 研究院長は、第1項第1号に該当する場合にあっては、これを警察署に遅滞なく届け出なければならない。

(危険時の措置等)

第31条 地震、火災その他の災害により、放射線障害が発生し、又はそのおそれのあるときは、発見者は、直ちに細則に定める危険時の連絡体制により通報しなければならない。

2 主任者及び研究院長は、前項の通報を受け、又は自らそれを知ったときは、その状況を判断し、放射線障害を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 放射線障害を受けた恐れのある者を直ちに救出すること。
 - (2) 危険区域に居るものを避難させること。
 - (3) 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕のあるときは、これを安全な場所に移したのち、その周囲に標識を設ける等により、関係者以外の立入を禁止すること。
 - (4) 汚染の除去の措置を講ずること。
 - (5) 必要に応じてガスの元栓を閉め、電源を切ること。
 - (6) 換気装置の運転を停止して、汚染の拡大を防ぐこと。
- 3 研究院長は、法令の定めるところにより警察署、消防署等に直ちに通報し、これを総長に報告しなければならない。
- 4 研究院長は、総長を経由して文部科学大臣及び関係機関に遅滞なく届け出なければならない。
(地震等の災害時における措置等)
- 第32条** 主任者又は点検者は、地震、火災等の災害が発生したときは、第11条第2項の規定により研究院長が定めた点検に係る実施項目について点検を行い、その結果を研究院長を経由して、総長に報告しなければならない。
(管理委員会への報告)
- 第33条** 研究院長は、前3条に掲げる事態が発生したときは、その状況及びそれに対する措置を管理委員会に報告しなければならない。
(定期報告)
- 第34条** 研究院長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、総長を経由して、文部科学大臣に報告しなければならない。
(取扱の制限)
- 第35条** 主任者は、取扱者が法令又はこの規定に違反したときは、当該取扱者に放射線施設の使用を一時中止させるとともに、研究院長に報告するものとする。
- 2 研究院長は、前項の報告を受けた場合は安全委員会の議を経て、その取扱者に対し、放射性同位元素等の取扱の制限、停止その他必要な措置をとるものとする。
(雑則)
- 第36条** この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て研究院長が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院地球環境科学研究科放射線障害予防内規及び北海道大学大学院地球環境科学研究科エックス線障害予防内規は、廃止する。

附 則

この規定は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 9月 3日から施行する。